

# フリーランス・事業者間取引適正化等法 対策セミナー

2024年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が施行されました。**フリーランス・事業者間取引適正化等法は業種・業界の限定なく発注事業者からフリーランスへ委託する全ての業務が適用対象となり、現行の下請法では対象外となっていた資本金1,000万円以下の企業との取引も対象に、フリーランスとの取引を適正化するための義務が規定されています**が、そもそも本法律が適用される中小・小規模事業者の中には、自社が適用されることや本法律内容を把握していない事業者も見受けられます。そこで今回、9月に引き続きフリーランス・事業者間取引適正化等法の概要に加え、対象となる事業者や取引の内容等について学ぶことを目的にセミナーを開催します。是非ご参加下さい。

**日時** 令和6年12月16日(月)13:30～15:45

**対象者** 中小・小規模事業者 **受講料** 無料(会員・非会員問わず) **定員** 30名

※自社がフリーランスに該当するか、  
または取引先がフリーランスに該当するかどうかを  
事前に確認されたい方は右側のQRコードよりご確認ください。

フリーランス確認用  
QRコード⇒



**会場** 熊本商工会議所 6階第1中会議室 **主催** 熊本商工会議所  
(熊本市中央区横紺屋町10番地)

## 内 容

### ◆セミナー講師

くまもと社会保険労務士事務所  
所長 社会保険労務士

(株)コンサルタントブレイン

代表取締役 にしはら ていお  
西原 哲朗 氏

#### 【講師プロフィール】

「従業員の幸せ」と「企業の発展」を実現するため、経営者に寄り添い労務面から企業の成長戦略を構築する、「真・人事成長制度®」を開発・実践。熊本商工会議所エキスパートバンクや、中小企業庁 熊本県よろず支援拠点にて、中小・小規模企業者への支援に取り組んでいる。



- (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要について
- (2) フリーランス・事業者間取引適正化等法の対象となる事業者について
- (3) フリーランス・事業者間取引適正化等法の対象となる取引の内容について
- (4) フリーランス・事業者間取引適正化等法における義務及び配慮義務について
- (5) フリーランス・事業者間取引適正化等法における違反行為への対応について

## お申込方法

下記の参加申込サイトまたはQRコードよりお申込ください。

## 問合せ先

熊本商工会議所 経営金融課  
TEL 096-354-6688(代表)FAX 096-326-8343  
E-mail:info@kmt-cci.or.jp

## ご参加にあたりましての連絡・注意事項

熊本商工会議所の有料駐車場には数に限りがありますので、最寄りの有料駐車場等をご利用下さい。

## フリーランス・事業者間取引適正化等法対策セミナー (12/16) 参加申込サイト

<https://forms.gle/AZHw45ZVZgBoLDL6A>

申込用QRコード⇒



※自社における商用を目的とした参加はお断りさせていただきます。予めご了承ください。

※複数人お申込の場合は、それぞれお一人ずつのお申込をお願い致します。

※ご記入頂いた情報は、熊本商工会議所からの各種連絡、情報提供の為に利用するほか、セミナー参加者の実態調査、分析の為に利用することがあります。